

【震 災 対 策 編】

実施機関別関係計画一覧

本計画においては、各章又は節に対策機関を掲載するとともに、各機関ごとに関係する計画を次のとおり索引として作成した。

計 画 名	担 当 課	総務課	議会事務局	出納室	住民課	健康福祉課	建設課	企画推進課	農畜林振興課	教育委員会	消防団
第1部 災害応急対策											
第1章 災害時応急活動											
第1節 活動体制の確立		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第2節 情報の収集・伝達		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第3節 通信連絡		●						●			
第4節 応援要請		●									
第5節 広報活動								●			
第6節 避難活動等		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第7節 災害拡大防止活動		●			●						●
第8節 緊急輸送活動		●			●						
第9節 交通確保対策							●				
第10節 社会秩序維持活動等		●									
第11節 地域への救助活動		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第12節 資機材、人員等の配備手配		●			●	●	●		●		●
第13節 ライフライン等施設の応急対策							●	●			
第14節 教育対策										●	
第15節 労務の提供		●				●		●			
第16節 要配慮者・避難行動要支援者対策						●					
第17節 災害応急金融対策								●			
第18節 災害応急融資								●	●		
第19節 二次災害の防止							●				●
第20節 自発的支援の受入れ						●					
第2章 自衛隊の災害派遣											
第1節 災害派遣要請ができる範囲		●									
第2節 災害派遣要請の手続		●									
第3節 派遣部隊の受入体制		●									
第4節 派遣部隊の業務及び撤収等		●									

計 画 名	担 当 課	総 務 課	議 会 事 務 局	出 納 室	住 民 課	健 康 福 祉 課	建 設 課	企 画 推 進 課	農 畜 林 振 興 課	教 育 委 員 会	消 防 団
第2部 災害復旧・復興対策											
第1章 災害復旧・復興対策											
第1節	復旧・復興の基本方向の決定	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第2章 災害復旧対策											
第1節	迅速な原状復旧の進め方	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第2節	公共施設等復旧対策	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第3章 復興計画											
第1節	復興計画の進め方	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第2節	被災者等の生活再建等の支援				●	●		●	●		
第3節	被災中小企業の復興その他経済復興の支援							●			
第3部 重点的な取組											
第1章 命を守る対策											
		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第2章 命をつなぐ対策											
		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第3章 震災に強い人・地域づくり対策											
		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

第 1 部 災害応急対策

第 1 章 災害時応急活動

地震時の応急対策に関する基本的考え方と実施する項目について明らかにする。
実施する項目については、行動計画等を作成し、毎年、必ず訓練等により検証を行う。

第 1 節 活動体制の確立

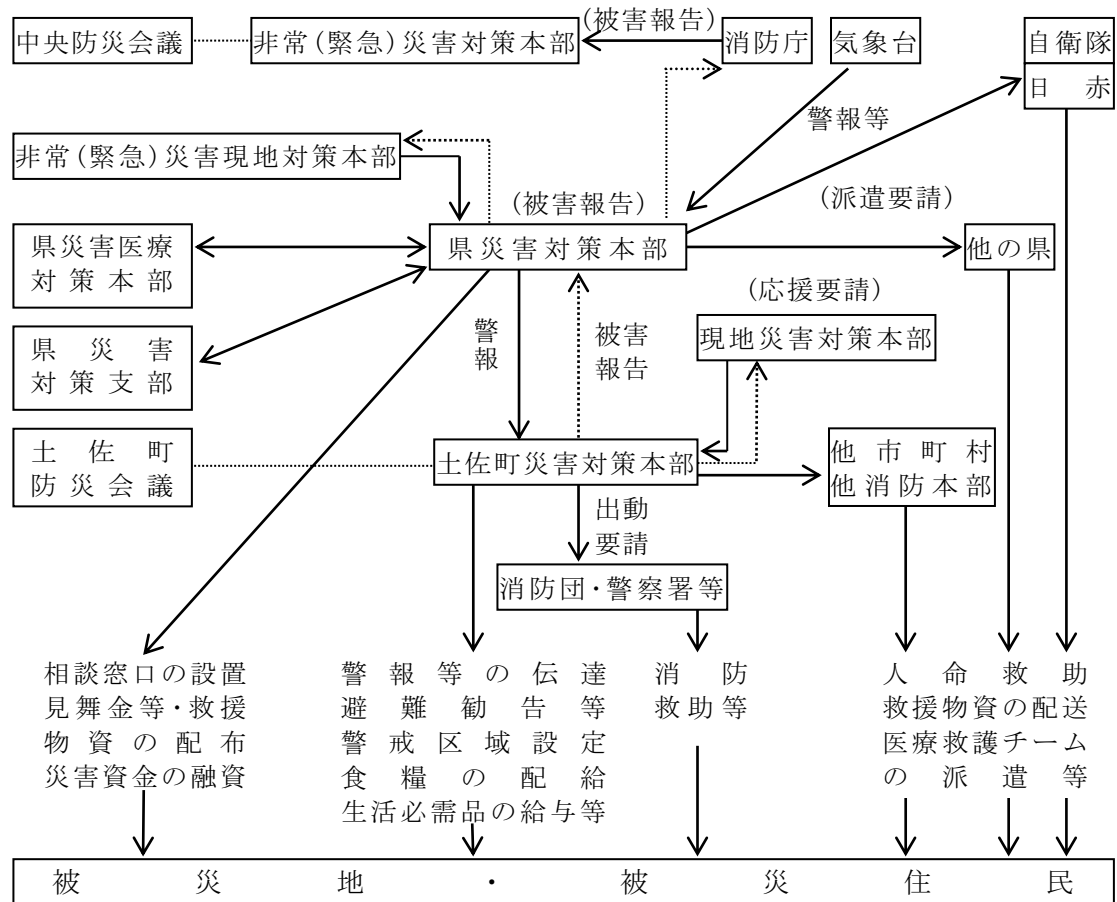
1 初動体制の確立

効果的な応急活動を実施するために、迅速な初動体制の確立を図る。

なお、本節に定めのない事項は、一般対策編第 1 部第 1 章第 1 節「活動体制の確立」に定めるところによる。

活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
1 非常時における各自の役割の周知（平常時） 2 配備基準に従った各課配備者の決定（平常時） 3 配備基準 ・震度 4 ⇒ 第 1 配備要員 ・震度 5 弱以上 ⇒ 全職員 4 災害対策本部の設置場所 ⇒ 土佐町役場内 5 町長の代理者の順位 第 1 位 副町長 第 2 位 総務課長 6 初動体制 (1) 勤務時間内に地震発生の場合は、配備基準に従い体制を構築 (2) 勤務時間外に震度 5 弱以上の地震発生の場合は、動員の命令を待たず、全職員が自主的に参集（参集場所は災害対策本部とする。） (3) 参集の際には、被害調査、避難誘導、警戒、救出等を行う。 (4) 先着した職員により緊急対策班を編成し、順次初動に必要な業務を実施	各課共通 消防団

■ 県等の活動体制



2 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部の設置基準

自動設置	町内で震度5弱以上の地震が発生したとき
判断設置	町内で震度4の地震が発生したとき 町内で相当規模の地震が発生し、又は発生のおそれがあるとき

(2) 災害対策本部設置の決定

総務課長の収集した地震情報、被害情報等の報告のもとに町長が状況判断をし、必要と認めたときは、災対法に基づき設置する。

(3) 現地災害対策本部の設置

地震災害が発生し、災害対策本部を設置した場合において、地勢等を考慮して、必要に応じて、災害地に本部の事務の一部を行うため、現地災害対策本部を設置することができる。

現地災害対策本部の組織及び配備者は、町長（又は代理者）が指示する。

3 配備基準

震災時における職員の配備体制は、次のとおりとする。

配備体制	配備基準	動員体制
震災第1配備 (嚴重警戒体制) ↓ 必要に応じて ↓ 災害対策本部設置	町内で「震度4」の地震が発生した場合	1 動員計画4(1)に定める職員をもって、所掌する応急対策に当たる。 2 事態の推移に伴い速やかに第2配備に移行し得る体制とする。
震災第2配備 (災害対策本部設置)	町内で「震度5弱」以上の地震が発生した場合	各課所属職員の全員をもって所掌する応急対策に当たる。

4 動員計画

本部長は3の配備基準に従って、動員を発令する。

本部における動員計画は、次のとおりである。

(1) 第1配備

町長 副町長 教育長	課長 会計管理者 議会事務局長 参事	課長補佐 副参事 係長 消防団長 消防主任 消防副主任
------------------	-----------------------------	---

(2) 第2配備(全員)

全職員とする。

5 初動体制

(1) 勤務時間内に地震が発生した場合の初動体制

直ちに3に定める配備基準に従い動員を行う。

地震の発生時に町長等が不在の場合は、町長の代理者の順位に従って災害対策の指揮を行う。

(2) 勤務時間外に地震が発生した場合の初動体制

ア 震度4の地震が発生したとき

直ちに前記3に定める配備基準に従い動員を行う。

イ 震度5弱以上の地震が発生したとき

特に動員の指示は行わず、全職員は自主的に参集する。

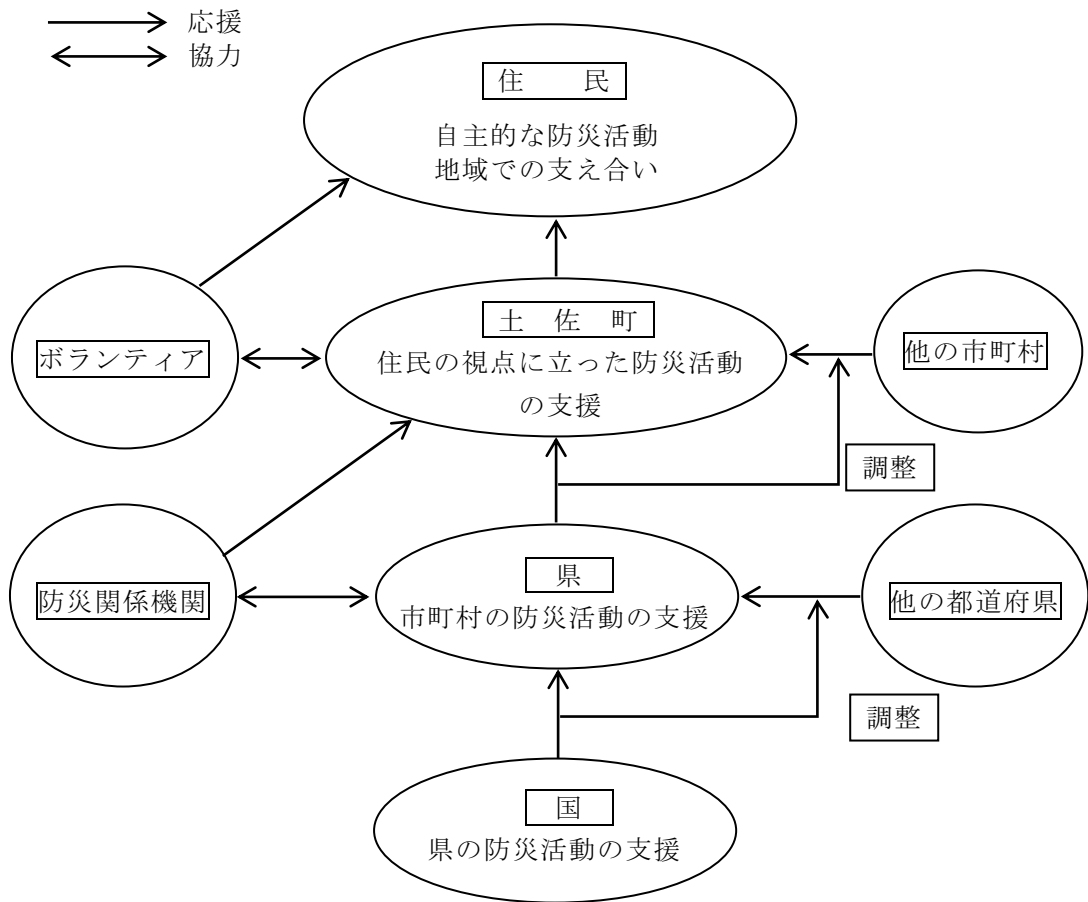
■ 震度 5 弱以上の地震が発生したときの初動の流れ

↓ 1	参集準備	全職員は動員命令を待つことなく、直ちに参集及び救助の準備にとりかかる。
↓ 2	人命救助	職員は近隣の被災状況を把握し、まず人命救助を行い、その後災害対策本部等へ参集する。
↓ 3	参集	(1) 全職員が自発的にあらゆる手段をもって災害対策本部に参集する。 (2) 各施設等外部の職員の職員は、各自の施設へ直行する。 (3) 災害その他により、所属勤務場所へ参集できない職員は、最寄りの本町機関に参集の上、自主応援活動を行い、その旨を所属長に報告するよう努める。
↓ 4	被害状況の収集	職員は参集する際に被害状況の収集を行う。ただし、収集する情報については事前に検討を行い、職員に周知徹底しておく。
↓ 5	被害状況の報告	(1) 職員は収集した情報を各部長（又は次席者）に報告する。 (2) 各部長（又は次席者）は被害状況を災害対策本部長（又は代理者）に集約する。
↓ 6	被害状況の収集	先着した職員により、緊急対策班を編成し、順次初動に必要な業務に当たる。※
↓ 7	緊急初動体制の解除	各災害応急対策活動に必要な要員が確保された時点で、緊急初動体制を解除し、職員は本来の災害対策業務に戻る。

※ 初動に必要な業務とは、主に次のようなものである。

- 1 被害状況調査
- 2 地震に関する情報等情報調査
- 3 関係機関等への情報伝達
- 4 災害対策本部の設置
- 5 防災用資機材の調達・手配
- 6 広報車、防災行政無線等による住民への情報伝達
- 7 支援物資調達準備計画の策定
- 8 安全な緊急避難場所への誘導
- 9 避難所の開設
- 10 広域応援要請の検討

6 防災関係機関の応援・協力体制



第2節 情報の収集・伝達

応急活動における情報の収集は、目的を明確にし実施する。

また、収集した情報は、自らの機関内での共有化は勿論のこと、関係機関との共有化にも心懸ける。

なお、本節に定めのない事項は、一般対策編第1部第1章第3節「情報の収集・伝達」に定めるところによる。

活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
<p>1 各防災関係機関との連絡方法の整備（平常時）</p> <p>2 発災後、直ちに実施する被害規模の把握のための活動 (1) 人的被害、(2) 家屋被害、(3) 火災の発生、(4) 避難の状況、(5) 道路等の損壊、(6) ライフラインの被害状況等</p> <p>3 被害調査は各配備要員が参集途上において実施（震度5弱以上で全員）</p> <p>4 被害報告</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>前記3により収集された情報の整理</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>前記3で不足する場合の詳細調査及び整理</p> </div> <div style="margin-left: 100px;"> <p>〔調査項目ごとに各課で実施〕 ⇒</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 100px; display: inline-block;"> <p>総務課</p> </div> <div style="margin-left: 20px;"> <p>報告 ⇒</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px; display: inline-block;"> <p>県</p> </div> <p>5 町から国（消防庁）へ報告が行われる場合 (1) 通信途絶により県に報告できないとき。 (2) 119番通報が殺到したとき</p> <p>6 被災者台帳を作成し、住民基本台帳と照合して、住民の安否確認 ⇒情報を検索活動関係者に提供</p>	<p>各課共通 消防団</p>

1 地震に関する情報の伝達

地震に関する情報には、次のものがある。

(1) 地震に関する情報

ア 震度速報

地域ごとに観測した震度のうち最大のもの（震度3以上に限る。以下「地域震度」という。）。

なお、この速報の発表は気象庁Lアデス回線若しくは緊急情報衛星同報システムにてのみ行う。

イ 震源震度に関する情報

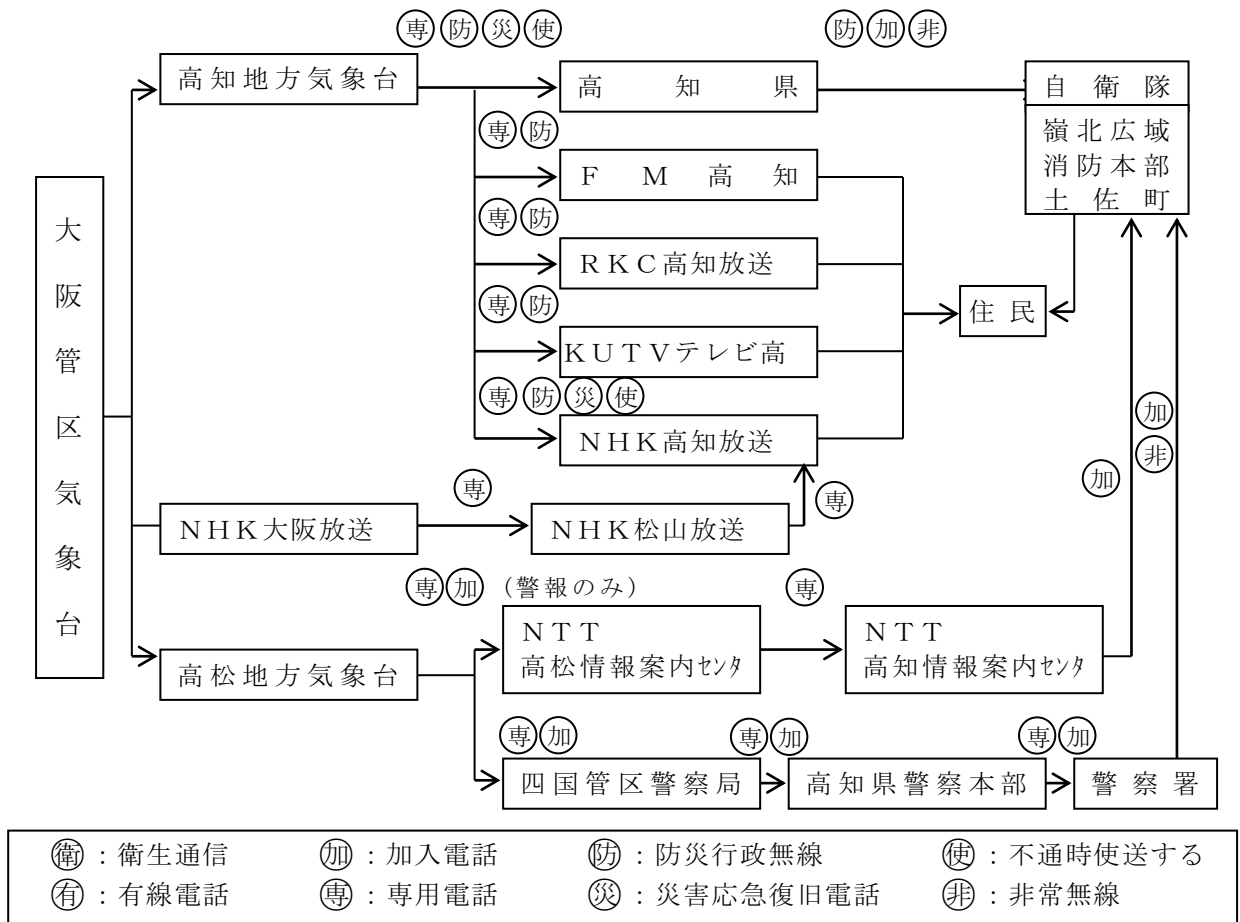
震源要素及び地震の規模並びに地域震度

ウ 各地の震度に関する情報

震源要素及び地震の規模並びに観測点ごとの震度

エ 地震回数に関する情報

時間当たり発生した有感地震及び無感地震の回数



(2) 地震に関する情報の伝達

土佐町地域防災計画に基づき、住民等に対して迅速に伝達する。
必要に応じて、避難勧告等を実施する。

(3) 地震発生後の情報収集

地震発生直後は、被害状況を正確に把握することは困難と想定される。

そのため、当初は、人命に係る情報を最優先として収集し、順次、情報の精度を高める。

収集した情報は、関係者への報告及び公表により、情報の共有化を図る。

ア 町は、必要に応じて、通信施設、水門等の防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

イ 町は、自主防災組織や消防団等の組織とも連携して、管内の概括的被害状況の把握に努め、状況を順次県に報告する。

ウ 町、県は、応急対策活動に関する情報を相互に連絡するとともに、応急対策活動状況を公表する。

エ 町から県、県から消防庁への報告経路及び内容は、次のとおりである。

オ 町は、区域内で震度4を記録した場合、被害状況の第1報を県に対して、区域内で震度5弱以上を記録した場合は、県及び消防庁に対して、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

■ 消防庁連絡先

回線別		区分	平日（9:30～17:45） ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
N T T回線	電 話		03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X		03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電 話		7527	7782
	F A X		7537	7789
地域衛星通信 ネットワーク	電 話		TN-048-500-7527	TN-048-500-7782
	F A X		TN-048-500-7537	TN-048-500-7789

（注） T Nは、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す。

2 被害情報収集・伝達計画

2-1 計画の方針

災害応急対策活動を迅速、的確に行うには、被害に関する情報及び復旧状況に関する情報を早く、正確に収集し、関係機関へ連絡することが重要である。

従って、町は災害が発生した場合又は災害の発生が予想される場合には、速やかに所掌の情報を収集把握して、災害応急対策方針を決定するとともに、県に報告する。

2-2 関係機関からの情報収集

町は、防災関係機関からの情報を収集し、災害対策活動に活用する。

■ 防災関係機関等との連絡方法

町 ↔ 県	電話、県防災行政無線
町 ↔ 高知東警察署本山警察庁舎	電話
町 ↔ 嶺北消防署	電話、県防災行政無線、消防無線
町 ↔ 消 防 団	電話、防災行政無線（固定、戸別）、消防無線
町 ↔ 各地区自主防災会及び住民	電話、防災行政無線（固定、戸別）
消防署 ↔ 消 防 団	電話、消防無線

上記のほか孤立防止用無線が、地藏寺支所、西石原出張所で使用可能であり、町内のアマチュア無線クラブ（嶺北アマチュア無線クラブ）の協力も検討する。

2-3 被害規模の把握のための活動

町は災害発生後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関に來ている負傷者の状況、119番通報が殺到する状況等被害の規模を推定するための関連情報の収集に積極的に当たる。

(1) 発生直後の措置

災害応急対策を決定するために発生直後に行う被害調査は、各配備要員が参集途上において行うとともに、消防団及び各地区の自主防災会並びに住民からの収集に務めるものとする。従って、震度5弱以上の大規模地震が発生した場合は、全職員が役場への参集途上において行う収集に加え、消防団等からの通報の活用を図る。

(2) 収集すべき被害情報

〈災害発生後〉

- 1 人命危険の有無及び人的被害の発生状況
- 2 家屋等建物の倒壊状況
- 3 火災等の二次災害の発生状況及び危険性
- 4 避難の必要の有無及び避難の状況
- 5 住民の動向
- 6 道路及び交通機関の被害状況
- 7 電気、水道、電話等ライフラインの被害状況
- 8 その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

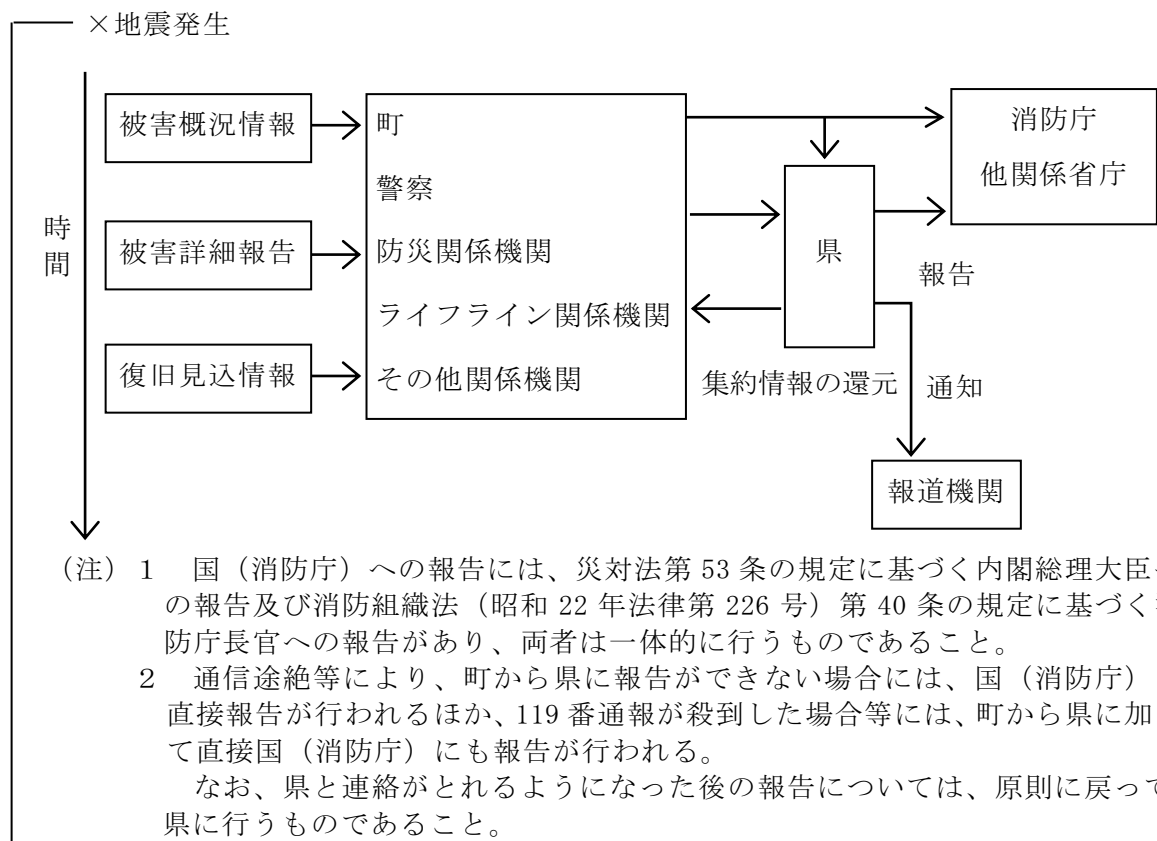
〈その後の段階〉

- 1 被害状況
- 2 避難勧告等又は警戒区域の設定状況
- 3 避難所の設備状況
- 4 避難生活の状況
- 5 食糧、飲料水、生活必需物資等の供給状況
- 6 電気、水道、電話等ライフラインの復旧状況
- 7 医療機関の開設状況
- 8 医療救護所の設置及び活動状況
- 9 傷病者の収容状況
- 10 道路及び交通機関の復旧状況

2-4 被害調査の報告及び追加措置

2-3により収集された情報は、各調査項目ごとに担当課がとりまとめ、総務部（本部設置前は総務課）が県に報告を行う。

■ 被災状況等収集伝達計画応急対策フロー図



2 - 5 通信ボランティアの活用

大規模な災害発生時で情報収集要員が不足した場合には、アマチュア無線家、パソコン通信利用者といった通信ボランティアの協力を得ることとし、平常時からその体制を整備する。

3 被災者台帳の作成と安否情報の確認

発災後速やかに被災者台帳を作成し、住民基本台帳と照合して、住民の安否を台帳上で確認し、その情報を検索活動関係者に提供する。

なお、被災者台帳には、被災者に関する次の事項を記載し、又は記録する。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家等の被害の状況その他町長が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び該当する事由
- (8) その他必要な事項

第3節 通信連絡

地震発生後、通信施設を管理するものは、機能の確認と、支障が生じた施設の復旧を直ちに行う。

さらに、各機関の施設を相互利用し、協力して通信体制を確保する。

なお、本節の内容は、一般対策編第1部第1章第4節「通信連絡」を準用する。

第4節 応援要請

自らの対応能力では、対応できない場合には、災対法等に基づき、関係機関等に速やかに応援の要請を実施する。

また、応援の要請がなくとも被害の状況から支援が必要と思われる場合は、自主的な応援活動を心がける。

応援活動を円滑に実施するために、事前に協定や覚書等を結び、常に内容の検証を行う。

なお、本節の内容は、一般対策編第1部第1章第5節「応援要請」を準用する。

第5節 広報活動

災害発生後の被害状況、生活関連情報や復旧状況等最新の災害関連情報を総合防災情報システムを中心として、報道機関の協力も得ながら、様々な手段で広報する。

特に、被災者については、こうした情報をきめ細かく伝達する。

なお、本節の内容は、一般対策編第1部第1章第6節「広報活動」を準用する。

第6節 避難活動等

地震発生後の住宅の倒壊や火災及びがけ崩れ等の二次災害の危険から逃れるために、住民自らが自主的に避難することを基本とする。

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、生命又は身体を災害から保護し、その他の災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、避難勧告等を速やかに実施し、誘導を行う。

町が実施できない場合には、県等が代行して避難勧告等を実施する。

また、避難の必要がなくなった時は速やかにその旨を伝える。

なお、本節に定めのない事項は、一般対策編第1部第1章第8節「避難活動等」に定めるところによる。

活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
1 災害の状況により避難勧告等を実施 ⇒ 県に報告・提示事項 ⇒ 避難対象地域、避難理由、避難先、避難路、携帯品等注意事項 2 避難所の開設 (1) 避難所の周知、(2) 職員の派遣、(3) 避難所の点検（建物、水道、電気等の被害状況調査）、(4) 地区別による避難者の区分け、(5) 要配慮者用スペースの確保、(6) 水、食糧等の確保 3 要配慮者用避難所（福祉避難所） 必要に応じ介護を必要とする避難者の要配慮者用避難所（福祉避難所）を開設 ⇒ 特別養護老人ホームトキワ苑 4 勤務時間外に災害が発生した場合、役場に先着した職員により緊急初動班を編成し、避難所に派遣	各課共通 消防団

1 避難施設の周知

避難施設については、住民等に見えやすい場所に位置及び避難路を図示した標識の設置を図る。

2 避難所の開設及び運営

(1) 避難所の開設

大規模地震が発生した場合は、直ちに住民部を中心とする職員を派遣し、施設の安全性を確認の上、施設管理者と協議し、避難所を開設する。ただし、勤務時間外に地震が発生し、被害が甚大な場合は、役場に先着した職員により緊急初動班を編成し、避難所に派遣する。

(2) 避難所の運営

ア 開設直後の措置

(ア) 救護所の設置を行う。

(イ) 避難所が学校である場合は、立入禁止区域を設定し、学校機能の回復を図るため、避難者と児童、生徒との住み分けを図る。

- (ウ) 身体等に障害のある要配慮者のための場所を確保する。
- (エ) 水道の損壊により断水となった場合は、仮設トイレの設置を行う。
- (オ) 救援物資の収受、保管、配布等の体制を構築する。

イ 長期化への対応

- (ア) 町、施設管理者、避難者、ボランティア等により運営委員会を設置し、自主的な運営が図られるよう組織編成を行う。
- (イ) 避難の長期化に対応して、間仕切りの設置等避難者のプライバシーの確保に配慮する。
- (ウ) 介護の必要な要配慮者が一般の避難者との共同生活が困難な状況となった場合は、特別養護老人ホームトキワ苑に要配慮者用の福祉避難所を開設し、必要なスタッフを確保する。
- (エ) 学校を避難所として長期に使用する場合は、教育の再開に配慮する。
- (オ) 避難生活の長期化につれて、避難者の苦情、生活不安等への対処が必要であり、町は相談所を設けるなど措置をとる。

3 避難所運営マニュアルの整備

避難所運営については、「大規模災害に備えた避難所運営マニュアル作成の手引き」に従って実施する。

(1) 事前対策

- ア 避難所の指定（指定要件、点検シート）
- イ 避難所の運営体制（運営職員の派遣体制、情報伝達体制）
- ウ 避難所での備蓄
- エ 避難所の開設（開設基準、施設の安全確認）

(2) 初動期

- ア 避難者の確認
- イ 運営体制の確認
- ウ 避難所共通ルールの確認
- エ 備蓄物資の確認
- オ 避難状況の報告

(3) 展開期

- ア 運営本部の仕事の確認
- イ 情報広報担当者の確認
- ウ 避難者の管理（名簿、入退所、安否確認、要援護者への対応等）
- エ 物資の管理（調達、配給、受入、炊き出し、飲料水等）
- オ 衛生の管理（応急手当、お風呂、シャワー、トイレ、ごみ等）
- カ その他必要事項（介護、ボランティア、ペット等）

4 実施内容

(1) 避難勧告等の伝達方法

次の事項を同報無線、有線放送、広報車等により周知徹底する。その際、住民の積極的な避難行動につながるよう、危険の切迫性に応じて伝達文の内容を工夫する。

周知徹底のため、町長は、必要に応じ「災害時における放送要請に関する協定」に基づき報道機関に放送を要請する。

ア 避難を必要とする理由

イ 避難勧告等の対象となる地域

ウ 避難する場所

エ 注意事項（避難路の危険性、避難方法等）

(2) 避難誘導

町があらかじめ定めた計画に基づき避難誘導を実施する。必要に応じて関係機関等の協力を要請する。

(3) 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、町長は、災対法第63条に基づく警戒区域を設定する。

5 避難所の運営

(1) 避難所に指定されている施設の被害状況の把握（優先的な応急危険度判定）

(2) 避難所を迅速に開設し、周知の徹底

(3) 食事等の供与の状況、トイレの設置状況等の把握

(4) 避難者の健康管理、プライバシーの保護、要配慮者の特性及び男女のニーズの違い等、男女双方の視点への配慮

(5) 要配慮者のための福祉避難スペースの設置、及び要配慮者用避難所（福祉避難所）への移動調整

(6) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に応じて、民間賃貸住宅、旅館、ホテル等への移動調整

(7) 避難生活に不足する物資の調達

(8) 避難所は、避難者の協力を得て、運営

(9) 避難者の総合的な相談窓口の設置

(10) 健康相談、栄養指導、こころのケア等の対策

(11) 車中泊避難者や避難所以外に避難している避難者への支援

(12) ペットのためのスペースの確保（屋外への飼育用のケージの設置等）

(13) 夜間の授乳、夜泣き対応のための部屋の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

- (14) 入浴施設の設置など、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努める。
- (15) 非常用電源の配備や再生可能エネルギーの導入など停電対策に努める。
- (16) 巡回警備や防犯ブザーの配布等により避難所における安全性を確保する。

第7節 災害拡大防止活動

地震発生後、被害の拡大を防止するための活動を緊急に実施する。

なお、本節に定めのない事項は、一般対策編第1部第1章第9節「災害拡大防止活動」に定めるところによる。

1 消防活動

- (1) 住民、自主防災組織等は、周辺地域の初期消火に努める。
- (2) 消防機関は、人命の安全確保のための消火活動を優先的に実施する。
- (3) 必要に応じて、他市町村及び県に応援の要請をする。

2 水防活動

地震発生を原因とする洪水への対応は、水防活動を行う者の安全に配慮しながら、「高知県水防計画書」に準じ、必要な措置を実施する。

3 人命救助活動

人命の救助は、すべての活動に優先するため、各種活動は、「人命救助活動」の妨げとなる場合は、規制をする。

人命救助活動は、町が行い、県等他の機関は、町の活動に協力することを基本とする。

地震直後の人命救助活動は、地域の住民や自主防災組織が率先して実施することに努める。

- (1) 住民、自主防災組織等は、地域の救助活動に努める。
- (2) 町、県、県警察は、住民、自主防災組織等と協力して救助活動を実施する。

4 被災建築物に対する応急危険度判定

余震等による建築物等の倒壊による二次災害を防止するため、地震等により被災した建築物等が安全であるかどうかの判定活動を、建築関係団体等の応急危険度判定士の協力を得て実施するものとする。（応急危険度判定実施本部の設置）

また、必要に応じて県に対し、応急危険度判定士の派遣等についての支援を要請する。

5 被災宅地の応急危険度判定

- (1) 町は、県が定める「被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、被災宅地危険度判定士により、被災宅地の応急危険度を判定する。
- (2) 県は、町を支援し、必要に応じて国、他県への派遣要請等、関係機関との連絡調整体制を確立する。

第 8 節 緊急輸送活動

災害時における被災者の避難、傷病者の収容及び隔離、救援物資の輸送、応急対策の実施に必要な人員、資材の輸送等を円滑に処理するため、輸送体制の確立を図る。

なお、本節の内容は、一般対策編第 1 部第 1 章第 10 節「緊急輸送活動」を準用する。

第 9 節 交通確保対策

災害により道路、橋梁に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と道路施設保全上必要があると認められるとき、又は災害時に緊急輸送のため交通確保が必要であると認められるときは、通行禁止及び制限並びにこれに係る応急対策を行い、交通の確保を図る。

なお、本節の内容は、一般対策編第 1 部第 1 章第 11 節「交通確保対策」を準用する。

第 10 節 社会秩序維持活動等

県警察は、地震等の災害発生時に、住民の生命及び財産を保護し、治安を維持するための警察活動を行う。

なお、本節の内容は、一般対策編第 1 部第 1 章第 12 節「社会秩序維持活動等」を準用する。

第 11 節 地域への救助活動

被災生活の不自由さを少しでも緩和するために、各種の救援活動を迅速に実施するとともに、各種の相談窓口を設置する。

必要に応じて町は、近隣市町村及び県に応援を要請する。

要請を受けた県は、迅速に対応するとともに、必要に応じて他の県及び国等に応援を要請する。

なお、本節の内容は、一般対策編第 1 部第 1 章第 13 節「地域への救助活動」を準用する。

第12節 資機材、人員等の配備手配

応急対策のための物資、資機材、人員等の配備手配を行う。

1 物資等の調達あっせん

県は、町における必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保状況を把握し、町から当該物資等の供給の要請があった場合で、必要やむを得ないと認めた場合は、当該物資等の供給体制の確保を図るため県が保有する物資等の放出の措置及び必要に応じて市町村間のあっせんの措置をとる。

2 人員の配備

県は、町における人員の配備状況を把握し、必要に応じて、町への人員派遣等、広域的な措置をとる。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備等の準備を行う。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第 13 節 ライフライン等施設の応急対策

電気、ガス、電話、上・下水道等被害を受けたライフライン施設の復旧を速やかに実施する。

なお、本節の内容は、一般対策編第 1 部第 1 章第 14 節「ライフライン等施設の応急対策」を準用する。

第 14 節 教育対策

災害により文教施設が被災し、又は児童、生徒の被災により通常の教育を行うことができない場合、応急対策を実施し、就学に支障を来さないよう措置する。

なお、本節の内容は、一般対策編第 1 部第 1 章第 15 節「教育対策」を準用する。

第 15 節 労務の提供

災害応急対策を実施するに当たって、災害対策本部長及び日赤奉仕団等の動員のみでは労力的に不足する場合に、災対法に基づき次のとおり労働力を確保する。

なお、本節の内容は、一般対策編第 1 部第 1 章第 16 節「労務の提供」を準用する。

第 16 節 要配慮者・避難行動要支援者対策

災害発生時において、要配慮者・避難行動要支援者への十分な配慮及び対策を行う。

なお、本節の内容は、一般対策編第 1 部第 1 章第 17 節「要配慮者・避難行動要支援者対策」を準用する。

第 17 節 災害応急金融対策

関係機関が密接な連携をとりながら、金融機関の円滑な業務の遂行を確保するために必要な措置を講じる。

なお、本節の内容は、一般対策編第 1 部第 1 章第 18 節「災害応急金融対策」を準用する。

第 18 節 災害応急融資

被害を受けた事業者等に融資、貸付け等を行う。

なお、本節の内容は、一般対策編第 1 部第 1 章第 19 節「災害応急融資」を準用する。

第 19 節 二次災害の防止

地震の発生による被害だけでなく、その後に発生する水害、土砂災害、余震による建物の倒壊、火災、爆発等の二次災害から住民等の保護を図る。

なお、本節の内容は、一般対策編第 1 部第 1 章第 20 節「二次災害の防止」を準用する。

第 20 節 自発的支援の受入れ

ボランティアや義援金等自発的な支援を積極的に受入れる。

なお、本節の内容は、一般対策編第 1 部第 1 章第 21 節「自発的支援の受入れ」を準用する。

第 2 章 自衛隊の災害派遣

人命及び財産の保護を必要とし、かつ事態がやむを得ない場合には、速やかに自衛隊に災害派遣の要請を行い、円滑な災害派遣活動が実施できるよう受入れを行う。

第 1 節 災害派遣要請ができる範囲

本節の内容は、一般対策編第 1 部第 2 章第 1 節「災害派遣要請ができる範囲」を準用する。

第 2 節 災害派遣要請の手続

本節の内容は、一般対策編第 1 部第 2 章第 2 節「災害派遣要請の手続」を準用する。

第 3 節 派遣部隊の受入体制

本節の内容は、一般対策編第 1 部第 2 章第 3 節「派遣部隊の受入体制」を準用する。

第 4 節 派遣部隊の業務及び撤収等

本節の内容は、一般対策編第 1 部第 2 章第 4 節「派遣部隊の業務及び撤収等」を準用する。

第3章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された際には、迅速に初動体制の確立を図り、情報の収集や伝達に努める。

本節の内容は、共通編第2部第4章第2節「情報の収集・伝達体制」及び本編第1部第1章第1節「活動体制の確立」を準用する。

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に対する災害応急対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、情報の収集や伝達に努めるとともに、1週間、後発地震に対して警戒する措置をとり、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

1 住民への周知

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知する。
- (2) 地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

2 避難対策等

(1) 地域住民等の避難行動等

ア 地震の揺れに起因する土砂災害（地すべり・がけ崩れ・山体崩壊等）が想定される地域において避難しておくことが望ましいと判断する場合は、避難勧告等を実施する。

イ 安全かつ速やかに事前避難が実施できるよう、緊急避難場所から避難所へ移動するタイミングや、開設する避難所、避難経路、避難実施責任者等避難実施に係る具体的な検討を行う。

ウ 避難所の運営

本編第1部第1章第6節「避難活動等」を準用する。

3 消防機関等の活動

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び消防団は、出火及び混乱の防止、円滑な避難の確保等のために講じる措置を行う。

4 交通対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにするものとし、事前に住民に周知する。

5 滞留旅客等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を行う。

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に対する災害応急対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、情報の収集や伝達に努めるとともに、次の期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

- 1 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生し、巨大地震注意が発表された場合は1週間
- 2 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間

1 住民への周知

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知する。
- (2) 地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

2 町が管理等を行う施設等に関する対策

施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認する。

第2部 災害復旧・復興対策

第1章 災害復旧・復興対策

第1節 復旧・復興の基本方向の決定

本節の内容は、一般対策編第2部第1章第1節「復旧・復興の基本方向の決定」を準用する。

第2章 災害復旧対策

第1節 迅速な原状復旧の進め方

本節の内容は、一般対策編第2部第2章第1節「迅速な原状復旧の進め方」を準用する。

第2節 公共施設等復旧対策

本節の内容は、一般対策編第2部第2章第2節「公共施設等復旧対策」を準用する。

第3章 復興計画

第1節 復興計画の進め方

本節の内容は、一般対策編第2部第3章第1節「復興計画の進め方」を準用する。

第2節 被災者等の生活再建等の支援

本節の内容は、一般対策編第2部第3章第2節「被災者等の生活再建等の支援」を準用する。

第3節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援

本節の内容は、一般対策編第2部第3章第3節「被災中小企業の復興その他経済復興の支援」を準用する。

第3部 重点的な取組

南海トラフ地震対策を進めるに当たっては、命を守る対策を最優先にするとともに、助かった命をつなぐための発生直後から応急期、特に命に関わる72時間までの対策を強化する。

また、公助としての取組みを全力で進めるとともに、自助、共助の取組みへの後押しも強化する。

以上を踏まえ、次の3つの対策を重点的に推進する。

- 1 命を守る対策
- 2 命をつなぐ対策
- 3 震災に強い人・地域づくり対策

第1章 命を守る対策

地震による被害を減らすためには、揺れから命を守る対策が重要となることから、建物の倒壊や家具等の転倒から身を守るための対策を進めるとともに、地震の危険性についての啓発や情報伝達手段の整備、避難路、緊急避難場所の整備等、迅速に避難するための対策を進める。

1 建物の転倒から身を守ること

- (1) 個人住宅の耐震診断の推進等により耐震改修、建替の促進を図る。
- (2) 公共建築物の耐震化について計画的に進める。
- (3) 社会福祉施設の耐震化の促進を図る。
- (4) 民間建築物の耐震化の促進を図る。
- (5) 学校における非構造部材等の耐震化の促進を図る。

2 家具等の転倒から身を守ること

個人住宅における家具の転倒防止策の普及啓発を進めるとともに、公共建築物の書棚や器具等の転倒防止を推進する。

3 ブロック塀の倒壊から身を守ること

ブロック塀の倒壊防止対策を進める。

4 揺れを感じたときの行動を身につけること

- (1) 身を守る行動指針を定め、普及啓発に努める。
- (2) 家庭での防災用品や非常食糧の備えを推進する。
- (3) 地域の自主防災活動に必要な資機材の整備を支援する。

5 火災による被害をおさえること

密集住宅地域の改善を進める。

6 南海トラフ地震臨時情報への対応

避難対策を強化するとともに、企業の対策計画の見直しを促進する。

第 2 章 命をつなぐ対策

地震直後の強い揺れから助かった命をつなぐ迅速な応急活動や医療救護活動を行うため、防災拠点施設や災害時の医療救護活動体制の整備を進めるとともに、避難生活が円滑に行えるよう体制づくりを進める。

1 応急対策活動体制等の整備

(1) 初動体制の確立訓練等の実施

地震発生時の被害を想定し、初動体制を確立するための訓練や応急対策能力を高めるための図上訓練を実施する。

(2) 医療救護訓練の実施

地震発生後の医療救護活動が迅速かつ適切に実施できるよう訓練を実施するとともに、医薬品や医療用資機材等の備蓄、緊急輸送体制や医療救護活動に関する情報の収集伝達体制の整備等、医療救護体制の整備を進める。

(3) 緊急輸送道路の確保

緊急輸送道路を確保するための対策を進めるとともに、燃料確保対策を推進する。

2 広域避難体制等の整備

大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他市町村と広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発生時の具体的な避難及び受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。

町域を超えて避難者を受け入れるための広域的な調整を行う。

3 避難所等の整備

(1) 資機材の備蓄

避難所の耐震化や非常用発電機、防災井戸、浄化器等、必要な物資や資機材の備蓄等を進める。

(2) 避難所の環境整備

避難者の健康状態や避難所の衛生環境を良好に保つため、必要な資機材等の整備を図る。また、被災者等のこころのケアを行うための体制の整備を進める。

(3) 福祉避難所の指定

福祉避難所の指定を促進するとともに、一般の避難所における要配慮者対応の充実を図る。

第 3 章 生活を立ち上げる対策

地震の被害を少しでも軽減できるようにハードとソフトを織り交ぜながら対策を講じるとともに、併せて、被災後、速やかに住民の生活を再建するため、早期の復旧・復興に向けた事前の対策にも取り組む。

1 まちづくり

- (1) 早期の復旧・復興のため、地籍調査事業を推進する。
- (2) 被災前に、復興まちづくり指針を策定するよう努める。
- (3) 災害復興住宅、応急仮設住宅の供給体制を構築する。

2 くらしの再建

- (1) 早期の復旧・復興のため、災害廃棄物処理体制を構築する。
- (2) 農業、商工業、観光業などの産業の復旧・復興のため、事業継続計画（BCP）の策定を推進する。
- (3) 社会福祉施設の事業継続計画（BCP）の策定を支援する。

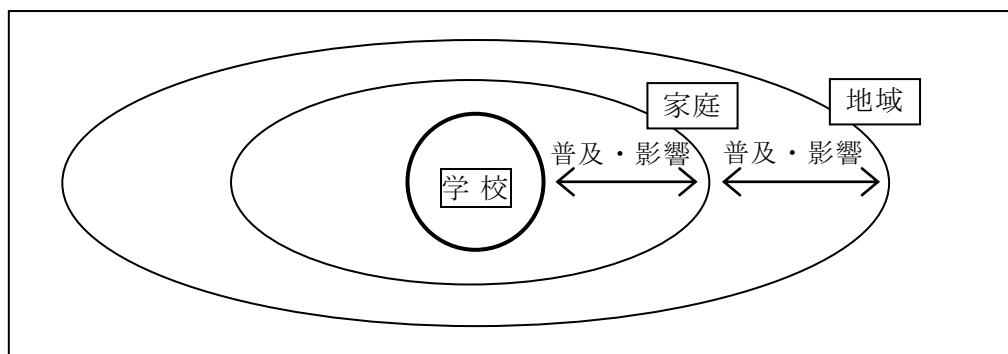
第4章 震災に強い人・地域づくり対策

これから社会を担う子どもたちを中心とし、災害を自分のこととしてとらえ、地震に対する正しい知識と行動力を身につけるための防災教育を推進する。

こうした学校現場での取組みを家庭や地域に広げたり、地域コミュニティにおける多様な主体の中で防災学習の機会を増やし、学校や家庭、地域等がともに取組むことにより、町全体の防災力の向上を図る。

また、公共施設は、平常時から「防災」の視点を盛り込んだ整備を図る。

〔防災教育の進め方〕



1 学校及び地域での防災教育

- (1) 教職員用指導資料「高知県安全教育プログラム（震災編）」等に基づく発達段階に応じた防災教育を推進する。
- (2) 学校、家庭、地域が一体となった防災への取組みを推進する。
- (3) 教職員の防災研修を推進する。

2 住民への防災教育

町は、南海トラフ地震に備える住民の自助を支援するための情報提供を行い、住民自身による地震防災対策を促進する。

- (1) 啓発冊子「南海トラフ地震に備えちょき」の作成及び町内全戸への配布
- (2) 地域における防災学習会や訓練の開催
- (3) 南海トラフ地震情報コーナーの設置

3 防災エキスパートの養成

- (1) 自主防災活動を担う人材の育成を図る。
- (2) 自主防災組織の育成や資機材整備の支援を推進する。
- (3) 地域や事業所での防災活動の担い手となる防災士を養成する。

4 防災の視点に立った公共施設の整備

- (1) 地震防災対策特別措置法に基づき各種の施設整備を進める。
- (2) 防災の視点を盛り込んだ公共施設の整備を図る。

5 技術的・財政的支援

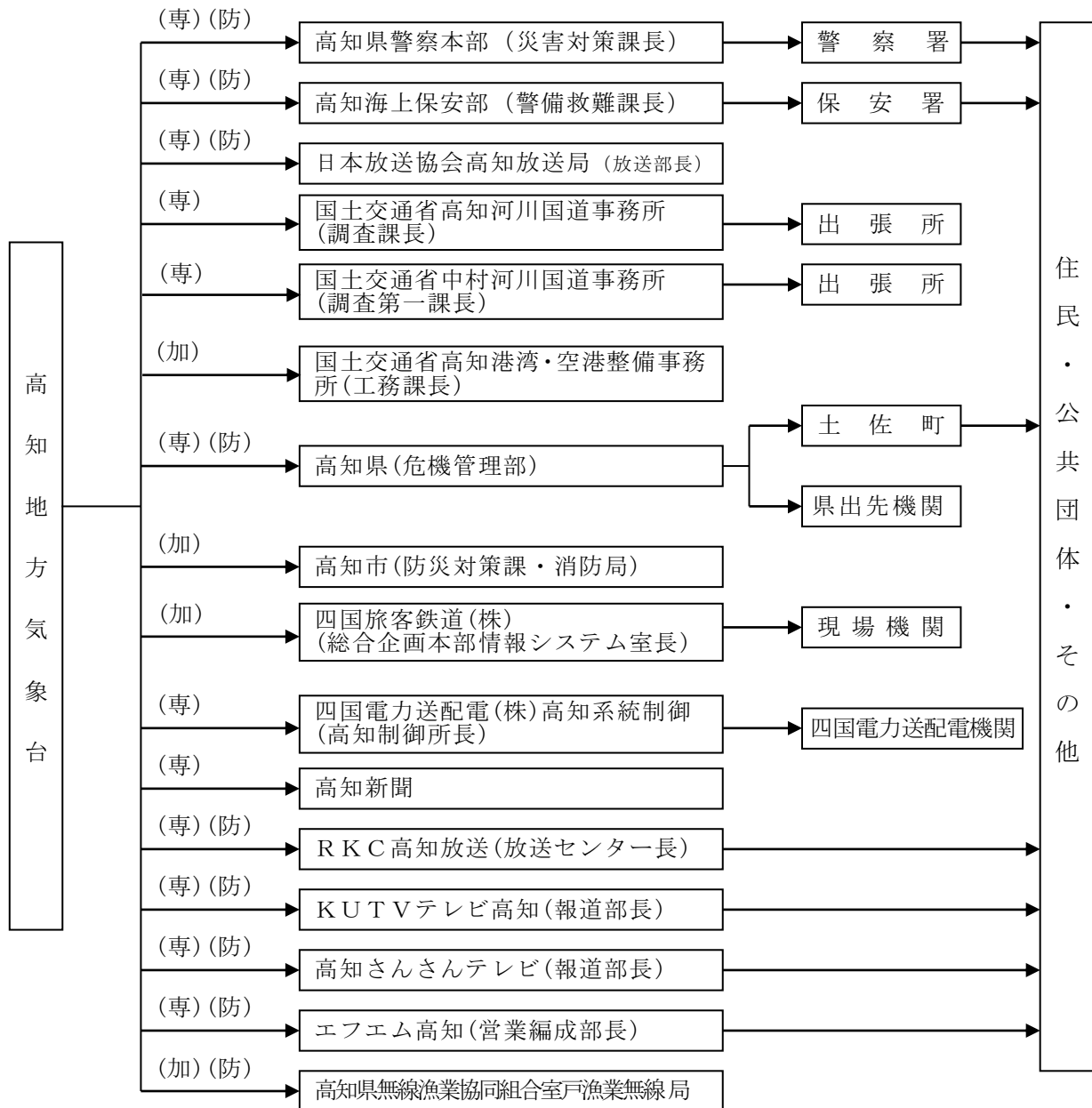
国に対して地方の実施する地震防災対策について、技術的・財政的な支援を要請する。

別 表

別表 1 地震に関する情報

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	<ul style="list-style-type: none"> ・震度 3 以上 	○地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・震度 3 以上 (津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない) 	○「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表
震源・震度に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ○以下のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上 ・大津波警報・津波警報又は津波注意報 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度 3 以上を観測した地域名と市町村名を発表 ○震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・震度 1 以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 ○震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 ○地震が多数発生した場合には、震度 3 以上の地震についてのみ発表し、震度 2 以下の地震については、その発生回数を「地震その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等 	○顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	<ul style="list-style-type: none"> ・震度 5 弱以上 	○観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度(震度 4 以上)を図情報として発表
遠地震に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ○国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね 30 分以内に発表 ○日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表

別表2 地震に関する情報の伝達系統



(加)：加入電話
(Fネットを含む)

(防)：防災行政無線

(専)：専用線

